

# 道路パトロール業務委託特記仕様書

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、福島県喜多方建設事務所が委託する道路パトロール等業務（以下「業務」という。）に適用する。

2 特記仕様書及び共通仕様書は相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は契約の履行を拘束する。

### (委託区間)

第2条 福島県喜多方建設事務所管内の別表に示す区間を委託区間とする。

## 第2章 業務内容等

### (パトロールの詳細)

第3条 共通仕様書第6条に掲げる点検項目の詳細は以下のとおりとする。

番号	項目	詳細
1	路面の状況	路面の汚れ、損傷、表面水、落下物、崩土等
2	路肩、路側の状況	路肩の欠損、舗装面との段差等
3	歩道の状況	損傷、障害物の有無、側溝の開口部等
4	のり面の状況	のり面の崩壊、浮石・落石、倒木等の有無等
5	排水施設の状況	排水施設の破損、通水状況、側溝蓋の破損等
6	橋りょうの状況	橋面舗装の状況、高欄の破損、伸縮装置の異常等
7	トンネルの状況	覆工の側壁部の汚れ、ひび割れ、漏水、照明施設の状況、坑門及び坑門付近の斜面状況等
8	擁壁の状況	擁壁・積ブロック等の破損、滑動、はらみだし等
9	交通安全施設等の状況	防護柵、道路標識、道路情報板、視線誘導標、区画線に関する破損、表示異常、経年劣化、摩耗等
10	街路樹、植樹帯、支障木等の状況	建築限界への抵触、信号機・標識等の視認障害、カーブ・丁字路における見通しの確保等
11	道路工事、占用工事等の保安施設及び交通処理状況	工事看板や標識、防護柵等の安全施設の設置状況 工事区間の路面状況及び交通規制状況や誘導員配置状況等
12	道路隣接地における工事の状況	看板や標識、防護柵等の設置状況、切土・盛土の状況 工事区間の路面状況及び交通規制の方法や誘導員の配置等
13	道路の不法占用の状況	不法占用物の有無、道路敷地内における不正使用の有無等
14	除雪、雪庇、氷柱、雪崩危険箇所の状況	路面の積雪、凍結状況、除雪作業の必要性 雪庇、氷柱の発生状況、雪崩危険箇所の状況等
15	その他	道路交通に支障となる事象の発見

(道路異常等に対する措置)

第4条 道路パトロール等業務委託共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）第2条に示す「道路の異常及び不法占用物等に対して、適切な措置」とは、次の各号のとおりとする。

- (1) 舗装路面にできたポットホール等の常温合材による小規模修繕作業
- (2) 簡易な路面清掃、路面表面水の除去
- (3) 路肩欠損箇所への路肩杭設置
- (4) 落石、倒木、小動物死骸等の道路落下物等通行障害物の撤去  
(処分方法等については、発注者と当初打合せ時に協議する)
- (5) 排水施設の土砂撤去、落葉撤去、側溝蓋の清掃、交換又は立入防止措置
- (6) 橋梁の高欄等異常時の立入防止又は転落防止の措置（簡易的なものに限る）
- (7) 視界を妨げる植樹、雑草の除草、及び建築限界を侵す樹木の伐木、枝払い（簡易的なものに限る）
- (8) 歩車道境界ブロックの再設置
- (9) 車両用防護柵破損箇所への視線誘導等措置
- (10) 転落防護柵破損箇所への転落防止等措置（簡易的なものに限る）
- (11) 不法占用物の除去又は注意表示の設置
- (12) 雪庇、氷柱の除去（簡易的なものに限る）
- (13) 危険事象に対する回避措置や進入防止措置
- (14) その他、道路交通に支障となる事象又はなり得る事象に対する措置

(従事者の資格)

第5条 業務管理責任者、パトロール要員及び運転手の資格等要件は、次のとおりとする。

- (1) 業務管理責任者は、以下のいずれかの業務に5年以上従事した経験を有する者であること。
  - ア 現に供用している道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項の道路の測量、改築、維持、修繕、災害復旧その他管理に係る業務
  - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条第4項の交通誘導警備業務
- (2) パトロール要員及び運転手は、前条に示す道路上での作業ができること。かつ、自動車の運転について以下の要件を満足する者であること。
  - ア 第一種普通自動車免許以上を有し、かつ、普通自動車以上の運転経験が5年以上であること。
  - イ 過去5年以内に重大な交通事故を起こしていないこと。
  - ウ 過去5年以内に重大な交通違反（行政処分を伴うもの）をしていないこと。
- (3) 甲は、業務管理責任者、道路パトロール要員、運転手の能力及び適性が不相当と認めた場合は、乙と協議して変更を求めることができるものとする。

(業務計画書の作成)

第6条 業務計画書は、パトロールを計画的・効率的に実施するために、あらかじめ監督員と協議の上、実施月毎の業務目標等を定め作成するものとする。

- (1) 班編成は、原則として1班2名（パトロール要員及び運転手）により実施する。  
(別途、県の職員1名が同乗するので、パトロール実施時は3名体制となる。)

- (2) 通常パトロールは、原則として土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日とする。なお、年末年始等休日が連続する場合は、監督員の指示により実施日を変更する場合がある。

(パトロール車両)

第7条 業務に当たっては、甲の道路パトロール車を使用する。

- 2 受注者は、本仕様書で規定する道路パトロール車を「道路パトロール等業務に伴う自動車の使用要領」及び「車両管理に関する留意事項」に基づき使用・管理するものとする。
- 3 貸与する道路パトロール車は、甲が自動車賠償損害保険（自賠責保険）に加入する。
- 4 任意保険については県で加入しているが、パトロール要員及び運転手が運転時の交通事故には適用しない。

よって、乙が別途、任意保険に加入するものとし、保険金額は対人賠償、対物賠償共に無制限、人身傷害は5000万円以上とすること。

- 5 乙は、前項により業務を始める日までに保険契約を締結し、その証書等の写しを監督員に提出すること。
- 6 乙の責に帰すべき理由により自動車を亡失又はき損したときは、補填・修理し、又はその損害額を弁償しなければならない(道路パトロール等業務に伴う自動車の使用要領 第5条第2項)。

そのための保険(車両保険)の加入及び加入額については、乙の任意とする。

- 7 甲の責に帰すべき事由により自動車を亡失又はき損したときは、甲が負担する(車両管理に関する留意事項 第4条)。

(道路パトロール車への受注者名の標示)

第8条 受注者は、貸与する道路パトロール車に、受注者名を次の要領で標示するものとする。

- 1 標示方法は、道路パトロール車にマグネット板等を貼付する方法によるものとし、標示する文字形式及び寸法は、原則、図-1のとおりとする。
- 2 図-1において、幅15cmの白地マグネット板に黒字で標示し、標示内容は、『受注者：○○○○』とし、『○○○○』には受注者名を標示するものとする。
- 3 マグネット板等の貼付にあたっては、車輛の両側側面とする。

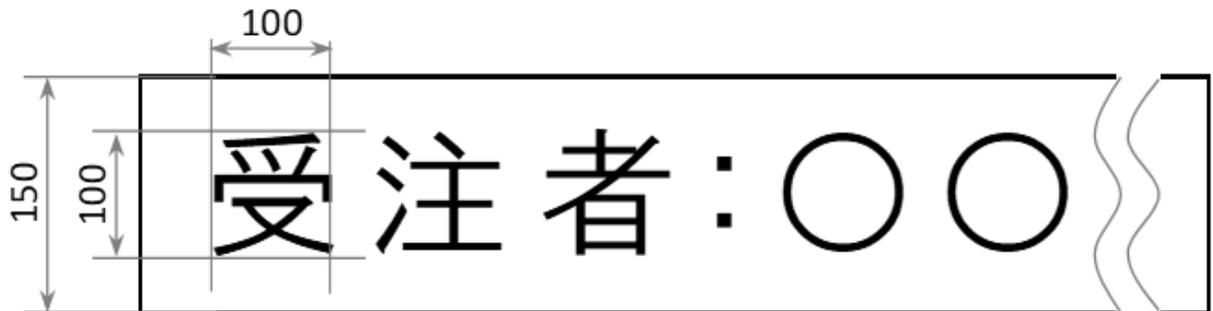


図-1 受注者名の標示例

(事故報告)

第9条 業務履行中に交通事故又は作業における事故等が発生したときは、乙は直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指定する期日までに、甲が指定する様式により「事故報告書」を提出

しなければならない。

(パトロール要員の遵守事項)

第10条 パトロール要員がパトロールにあたって遵守すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 出発前に当日のパトロールコースなどを確認し、前回実施したパトロール結果等必要な情報を確認すること。
- (2) パトロールに必要な資材を道路パトロール車に積込み、補修用器材や衛星電話に破損・故障がないか確認する等、十分な準備を行うこと。
- (3) 巡視路線のパトロール中は、道路パトロール車の黄色灯を点灯の上、法定速度内で走行しながら目視で行うものとし、必要に応じて徒歩により行うこと。
- (4) 服装は、道路上での作業に適する長靴・安全靴などの作業靴、作業服、軍手、反射ベスト、ヘルメット等を着用すること。
- (5) 甲が発行する身分証明書を携帯し、関係人から請求があったときはこれを提示すること。
- (6) 適宜、業務管理責任者と連絡をとり現況報告を行うこと。
- (7) パトロール中、道路等に異常を発見した場合には、交通の危険を防止するために交通誘導等の必要な措置を講じ、応急処置等を実施するものとする。なお、発見した事象がパトロール車車載の資器材で対応できない場合には、同乗の喜多方建設事務所職員の助言や業務管理責任者の指示を受けて対応するものとする。
- (8) 道路工事における保安施設等の不備及び不法占用などを発見した場合には、同乗の喜多方建設事務所職員の助言や業務管理責任者の指示を受けて対応するものとする。
- (9) その他
  - イ 写真撮影時は、規模や寸法等がわかるようにポール当て等の補助をおこなう。
  - ロ 道路付属物損傷等を確認した異常箇所については、確認済であることを表すため赤色カラープレーヤリボンテープで処置し明示する。
  - ハ 路上作業に際しては、喜多方建設事務所職員が主として交通誘導を行い、パトロール要員は主として応急処置を、運転手はその補助作業又は交通状況により交通誘導の補助にあたるものとする。
  - ニ 異常が車載資器材で対応できない場合には、同乗の喜多方建設事務所職員が担当課と調整を行う。その後、業務管理責任者からの指示を受けるものとする。

なお、今にも交通事故を誘発するような緊急を要する事象を発見した場合は、応急措置を講ずるとともに、必要がある場合は同乗の喜多方建設事務所職員からの助言により、交通誘導等の二次災害防止の処置に当たるものとする。

(業務の履行)

第11条 業務については以下のとおり実施する

- (1) 道路パトロールの実施期間については、下記のとおりとする。

令和7年4月1日(火) から 令和8年3月31日(火) まで
- (2) 契約期間内に使用させる車両の不具合が発生した場合は、甲により代替車を手配する。
- (3) 天変地異等により、業務履行が不可能な事象が生じた場合は、甲乙協議してその対応について決定する。

- (4) パトロールを実施する路線は、次のコースを基本とする。  
 月曜日=①+⑧コース、火曜日=②+⑥コース、水曜日=③+⑦コース、木曜日=④+⑨コース、  
 金曜日=⑤+⑩コース  
 各コースについては別紙「巡視コース①～⑩」を参照のこと。
- (5) 実施コースを変更する場合は、監督員から業務管理責任者へ対し書面により通知する。
- (6) 業務開始時、喜多方建設事務所の監督員より道路パトロール車の鍵と「自動車使用簿」を受け取り、「自動車使用簿」に記載されている項目に沿って運行前点検を実施すること。また、運行前点検により異常が発見された場合は、業務管理責任者に報告すること。なお、業務管理責任者は安全な運行がなされるように監督員と協議しなければならない。
- (7) パトロール要員及び運転手は、本特記仕様書第13条の番号7に示す装着携帯品を身につけること。
- (8) パトロール時は黄色回転灯を点灯させ、道路の異常が確認できるよう低速で走行すること。  
 管理路線以外を通行する際は黄色回転灯を消灯し、法定速度内で移動すること。
- (9) パトロール実施後は、洗車をし、別紙に定める「自動車使用簿」と共に監督員に道路パトロール車を返却すること。

(パトロールの実施時間)

第12条 各々のパトロール実施時間は、次のとおりとする。

- (1) 通常パトロール及び休日特別パトロールは、午前8時45分から午後5時の間に実施することを原則とする。  
 また、業務の遂行上、時間外においてもパトロールを実施する必要がある場合は、業務管理責任者にその状況を報告し、指示を受けるものとする。  
 業務管理責任者は、その旨を監督員に報告して指示を受けること。
- (2) 通常パトロール及び休日パトロール並びに夜間パトロールは、甲により指名された道路監理員（喜多方建設事務所職員）1名、パトロール要員1名、運転手1名による3名体制とする。
- (3) 夜間パトロールは、偶数月に1回、17：15以降の日没後に実施する。  
 業務管理責任者は、実施日及び開始時刻について事前に監督員と協議して決定しておくこと。
- (4) 通常パトロールについては、午前の巡視は8：45頃、午後の巡視は13：10頃に喜多方建設事務所を出発することを原則とする。  
 運転手は出発前に共通仕様書第17条2（2）の始業前点検を終えること。

(携行資器材)

第13条 パトロールに携行する資器材は下表のとおりとし、監督員の承諾を得て甲が備えている資器材を使用することができる。

番号	名称	資器材内容
1	管内図等	管内図、路線図、住宅地図
2	記録・測定器	デジタルカメラ、赤色マーキングスプレー、ポール、巻尺、テストハンマー
3	保安施設	誘導棒、セフティコーン、コーンポール、トラロープ、保安灯
4	照明器具	懐中電灯

5	応急資器材	常温アスファルト合材、凍結抑制剤（冬季）、油中和剤、油吸着マット 路肩注意杭、立入防止テープ、土のう袋、ゴミ袋、救急箱
6	用具	ノコギリ、ナタ、カマ、スコップ、かけや、雪庇落とし（冬季）、車止め
7	装着携帯品	身分証明書、〔ヘルメット、反射ベスト、作業靴、作業着、防寒着、手袋〕
8	通信機器	〔携帯電話〕
9	その他	道路維持に必要な資器材類

- 2 前項の資器材のうち、〔 〕内のものは、乙の負担において準備する。  
また、上記以外に必要となるものは甲乙協議して決定のこと。
- 3 資器材の取扱方法については事前に把握しておくこと。

（車両異常時の対処）

第14条 パトロールにおいて、車両異常があった場合には以下の手順により対処するものとする。

- （1）異常発見時は黄色回転灯を点灯させたままハザードランプを点灯させ、周囲の交通状況に留意して、安全な場所に停車する。
- （2）降車時にはヘルメットを着用する。
- （3）異常箇所の状況調査を同乗の喜多方建設事務所職員がする場合は、安全確保のため交通誘導等を行う。
- （4）状況に応じて応急処置等を実施する。
- （5）発生した状況を監督員へ連絡し、対応を協議する。
- （6）車両異常に関する対応記録、写真撮影は同乗の喜多方建設事務所職員がおこなう。

（パトロール終了後の報告等）

第15条 パトロール要員及び運転手は、業務終了後すみやかに次の各号について報告等を行う。

- （1）自動車使用簿に運行結果を記録し、監督員に報告すること。
- （2）使用した資器材が不足又は損傷した場合は、監督員に報告したのち補給・交換等を行うこと。
- （3）作業するうえで問題点等が発生した場合、パトロール要員及び運転手は業務管理責任者に報告すること。  
業務管理責任者は監督員と協議し解決を図ること。

（業務打合せ）

第16条 業務管理責任者は次の各号について毎月の月末に監督員と打合せを行い、その結果について打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

- （1）業務の履行状況（作業実績報告等（様式任意））
- （2）業務の実施計画（翌月の人員配置案等（様式任意））
- （3）その他、業務を実施する上で必要となる事項

（問題の発生）

第17条 業務管理責任者は作業上の問題が発生した場合、すみやかに監督員と協議し解決を図ること。

(車両に係る費用負担)

第18条 車両に係る費用負担は次のとおりとする。

- (1) 業務委託料に含まれるため乙が負担するもの
  - イ 本特記仕様書第7条第4項の別途加入する任意保険料
  - ロ 業務履行上乙の責により生じた修理費等に関する一切の費用
- (2) 委託者が負担するもの
  - イ 前号に含まれない費用

別表（第2条関係）

道路パトロール等業務委託路線一覧表

種別	路線名	パトロール区間	備考
国	(121)国道121号	日中喜多方線～湯川村境	
国	(400)国道400号	柳津町境～国道49号	
国	(459)国道459号	新潟県境～道の駅裏磐梯交差点	
主	(1007)猪苗代塩川線	磐梯町境～国道121号	
主	(1016)喜多方西会津線	全線	
主	(1021)喜多方会津坂下線	国道459号～会津坂下町境	
主	(1043)会津坂下山都線	会津坂下町境～喜多方西会津線	
主	(1061)塩川山都線	国道121号～会津坂下山都線 (会津坂下町内を除く)	
主	(1069)北山会津若松線	国道459号～会津若松市境	
一	(3127)会津坂下塩川線	湯川村境～国道121号	
一	(3151)山都柳津線	会津坂下山都線～会津坂下町境	
一	(3209)塩川停車場線	全線	
一	(3210)喜多方停車場線	全線	
一	(3332)熊倉塩川線	全線	
一	(3333)日中喜多方線	全線	
一	(3334)熱塩温泉追分線	全線	
一	(3335)大平喜多方線	全線	
一	(3336)熱塩加納会津坂下線	大平喜多方線～会津坂下町境	
一	(3337)喜多方河東線	国道121号～磐梯町境	
一	(3338)上郷下野尻線	全線	
一	(3339)大久保野沢停車場線	全線	
一	(3340)上郷舟渡線	喜多方西会津線～会津坂下町内	
一	(3341)別舟渡線	国道49号～通行不能区間	
一	(3361)奥川新郷線	全線	
一	(3367)新郷荻野停車場線	全線	
一	(3370)上野尻停車場線	全線	
一	(3383)熱塩加納山都西会津線	全線	
一	(3384)徳沢宝坂線	全線	
一	(3385)一ノ木藤沢線	全線	
計	29路線	喜多方建設事務所管内	

種別の「国」は一般国道、「主」は主要地方道、「一」は一般県道である。

( )内は国道、県道番号である。